

## 様式第七（第6条関係）

### 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和元年11月29日

2. 回答を行った年月日

令和元年12月25日

3. 新事業活動に係る事業の概要

電気自動車（EV）保有者向けの新料金メニューとして、電気の調達単価が安い特定の時間帯のEV充電量について、その分の料金の割引を受けることができるサービスを検討。

調達単価の安い時間帯に需要を増やし、割引額も増やすことで、顧客と照会事業者の双方のニーズを満たし、顧客の拡大を目指すとしている。

4. 確認の求めの内容

上記サービスは、EVの充電状態を表す指標である「充電セグメント」に応じて行うことを想定しており、その事業活動について、

（1）計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第8条第1項に抵触しないことを確認したい。

（2）EV付属の計測器で計測することは、計量法第16条第1項に違反しないことを確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

法第8条第1項及び第16条第1項は、法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の取引又は証明についての規定であるため、照会書で示された「充電セグメント」が、同号で規定されている物象の状態の量又はその計量単位のいずれにも該当しない場合においては、法第8条第1項及び第16条第1項の規定に抵触しないと解して差し支えない。